

山口労発基0226 第2号
令和8年2月26日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第3項において、通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分の情報が営業秘密に該当する場合には、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質に限って、その旨を譲渡等の相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造等の一部を省略又は置き換えた化学名等（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもって成分名の通知に代えることができる旨が定められました。

これを踏まえ、今般、別添のとおり「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」が定められ、令和8年2月20日に公表されたところです。

つきましては、関係法令及び本指針について御理解の上、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

